

取引先各位

2022年6月  
株式会社初田製作所  
経営企画室

### 泡消火薬剤 ハツタニューフォームの化審法規制について

弊社が過去に製造・販売しておりました泡消火薬剤のうち、下記品番が「ペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOA」という）又はその塩」を含有するとして「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、「化審法」という）の規制対象製品となりました。2021年10月22日より。

型式番号	種別	製品名	販売状況
泡第14～4号	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	ハツタニューフォーム AF3 AF-103	2014年12月生産終了
泡第15～5号	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)	ハツタニューフォーム AF3-20 AF-203	生産実績なし

当該泡消火薬剤の取り扱いは、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

#### <既設当該泡消火薬剤の補充について>

- ・既に生産終了しておりますので、既設の当該泡消火薬剤の**補充用薬剤は供給できません**。
- ・点検や使用により泡消火薬剤の補充が必要な場合は、**他の水成膜泡消火薬剤に全交換**してください。

#### <当該泡消火薬剤の取り扱いについて>

規制対象製品であっても、**技術基準に従った取り扱い**をすることで、既に設置済みの当該泡消火薬剤は**引き続き保有・火災時の使用は可能**です。

- ・化審法施行令の技術上の基準は、次の項目につき定められています。
  - ・泡貯蔵タンク内の当該泡消火薬剤  
漏出処理措置、訓練時における措置、譲渡・提供
  - ・ポリ容器等入りの状態の当該泡消火薬剤  
保管、表示、点検、帳簿、移替え、漏出処理措置、訓練時における措置、譲渡・提供
- ・当該泡消火薬剤を廃棄する場合は、**廃棄物処理法に基づき適正に処分**する必要があります。

詳しくは、弊社担当営業にお問合せいただくか、**（一社）日本消火装置工業会ホームページ**に掲載されている「**PFOA規制に伴う泡消火薬剤および泡消火設備に関する取扱いについて・説明書（令和4年1月）**」

<http://shosoko.or.jp/info/index.html> をご参照ください。

以上